

## 資料-14 郵便局との相互協力に関する協定

### 災害時等におけるたつの市と龍野郵便局・たつの市内特定郵便局との相互協力に関する協定書

たつの市（以下「甲」という。）と、龍野郵便局及びたつの市内特定郵便局（たつの市内18 特定郵便局）（以下「乙」という。）は、災害時等の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、たつの市内に発生した地震、その他による災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害をいう。）時等において、友愛精神に基づき甲及び乙が、相互に協力し必要な対応を円滑に行うことを目的とする。

#### （協力の事項）

第2条 甲及び乙は、たつの市内に災害が発生したときは、次に掲げる事項について相互に協力することとする。

- (1) 被災市民の避難先及び被災状況等に関する情報の提供
- (2) 高齢者若しくは障害者など災害時要援護者についての情報及び対応に関する相互協力
- (3) 所管施設及び用地の提供
- (4) 災害救助法適用時における郵便・郵便貯金・簡易保険等郵政事業にかかわる災害特別事務の取り扱い
- (5) 災害時の広報（災害情報に係る広報の掲出等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

#### （協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、様式第1号による要請書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 協力の内容
- (3) 協力の期間
- (4) 前条第3号を要請する場合には、使用目的、場所等

#### （協力の実施）

第4条 甲及び乙は、要請を受けたときは、協力するものとする。

#### （経費の負担）

第5条 協力に要した経費は、原則として要請した者の負担とする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

#### （災害対策本部への参画）

第6条 たつの市地域防災計画に基づき、たつの市災害対策本部長からの要請があるときは、乙を代表し龍野郵便局長はたつの市災害対策本部へ参画するものとする。

#### （情報等連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、連絡体制及び推進組織を整備するため、その方策について協議するも

のとする。

2 前項に掲げる協議を行うため、必要に応じて連絡会議を開催することができる。

(連絡責任者)

第8条 災害時のこの協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部危機管理課長、乙においては龍野郵便局総務課長とする。

2 平常時の活動に関する連絡責任者は、協議の上、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、平常時において、本協定に基づく相互協力が円滑に行われるよう協議の上、次の各号に掲げる事項について相互に協力するものとする。

- (1) 必要な情報の相互交換
- (2) 防災訓練への参加
- (3) その他相互協力に必要な事項

(補則)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定する。

附 則

この協定は、平成18年7月14日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書20通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年7月14日

甲 た つ の 市 長 西 田 正 則

乙 龍 野 郵 便 局 長 ・ た つ の 市 内 特 定 郵 便 局 長

## 協 力 要 請 書

平成 年 月 日	送受信時刻	送信（要請者）	受信（要請先）
	時 分		
災 害 状 況			
	覚知月日時分	月 日	時 分
要 請 理 由			
協 力 の 内 容			
協力の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
施 設 ・ の 用 提 地 供	使用目的		
	使用場所		
その他参考事項			